

令和7年度狭山市地域スポーツクラブ活動体制整備事業業務委託仕様書

(適用範囲)

1 本仕様書は、狭山市（以下「発注者」という。）が発注する「狭山市地域スポーツクラブ活動体制整備事業業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する。

(概要と目的)

2 狭山市では、2014年から2024年までの10年間の0～14歳の人口の推移をみると、約3,000人減少している。また、生徒数の将来的な推移をみると、令和6年が3,238人に対し、令和15年には2,827人まで減少することが見込まれている。また、休日の部活動指導が中学校教職員の時間外勤務の増加の一因となっている。

本事業は、こうした本市が抱える少子化に伴うスポーツ・文化芸術部活動の縮小や教職員の働き方の改善を図るために、令和7年度に実施主体・指導者・保護者を管理するシステムの構築及び実証事業を実施し、休日部活動を継承した地域クラブの運営などを委託することで、生徒・保護者及び教職員への効果・影響を調査するとともに、まずは休日の部活動について、令和8年8月から地域クラブへの完全移行を目標として以下の業務を実施する。

(契約期間)

3 契約締結日から令和8年2月28日までとする。

(対象校及び対象となる地域クラブ活動)

4 本業務における活動場所及び対象となるクラブ活動は以下のとおりとする。

(1) 対象校及び活動場所

対象校 狭山市立西中学校及び狭山市立柏原中学校

活動場所 上記の学校施設を基本とするが、必要に応じて他の施設も可とする。

(2) 対象となる地域クラブ

サッカークラブ

野球クラブ

バスケットボールクラブ（男女）

バレーボールクラブ

ソフトテニスクラブ（男女）

卓球クラブ

陸上競技クラブ

柔道クラブ

剣道クラブ

ソフトボールクラブ

バドミントンクラブ

注1) 上記は予定であり、契約締結時に変更する場合がある。

(業務内容)

5 業務内容は以下のとおりとする。

(1) 本業務受注者は、市、市教育委員会、関係団体と連携し生徒に対して充実した指導ができる体制を整えるため、本業務に必要な以下の業務を遂行する。

①運営体制の構築

本業務における統括責任者を配置し、関係団体との連携・連絡調整などを行う。併せて運営スタッフを配置し、各クラブの活動状況の確認、指導者への助言、保護者や生徒、関係団体、指導者からの問い合わせに対応する体制を整えること。

②指導者の管理

受注者は指導者情報を管理できるシステムまたはアプリケーションなどを整えること。

指導者には 1,600 円／1 時間の報酬を支払うこと。

③参加情報の管理と生徒、保護者及び教育委員会等との連絡調整

受注者は参加者情報の管理や生徒・保護者と指導者などとの連絡体制が構築できるシステムまたはアプリケーションなどを整えること。

④指導者に対する研修業務

受注者は、指導者に対して安全管理やハラスメント防止等、必要な研修を受講させること。

⑤生徒、保護者向け事業説明会の実施

受注者は発注者と協議のうえ、事業説明動画を作成し、生徒、保護者へ周知すること。

(2) 本事業の理解促進業務

本市では、国や埼玉県が示すスケジュールに則り、令和8年8月から休日の部活動について、地域クラブ化することを予定している。このことを踏まえ、令和7年度中に本事業の理解が進むよう、効果的な周知・PR(例:動画作成、配信など)を行う。

(3) 事業報告書の作成及び提出

受注者は、発注者が実施を予定している休日部活動の地域展開について、本業務を通じて得た調査研究結果をもとに、課題や対応策についてまとめ、書面及び電子媒体で発注者へ提出すること。

(地域クラブ活動実証事業実施要件)

6 本業務の実施にあたり、受注者は以下の点に特に留意するものとする。

(1) 本仕様書第5(1)②③で構築するシステムまたはアプリケーションを有効活用し、効率的な運営を図ること。

(2) 活動日などの扱いについて

①活動期間

令和7年10月1日から12月31日までとする。

②1回あたりの活動時間等

1回あたりの活動時間は、休日(土日どちらか1日、祝日)の3時間程度とする。

活動期間の中で12回を上限とする。

※システムなど通じた指導者及び参加者の登録を行うこと。

(3) アンケート調査の実施

実証事業終了後、市とアンケート調査項目等を協議のうえアンケートを作成し、生徒・保護者・指導者に対しアンケート調査を実施すること。

(4) 問い合わせ窓口の設置

本業務の契約期間中は、発注者、保護者及び対象校から問い合わせを受け付ける窓口を設置すること。なお、保護者等から指導中のトラブルについて問い合わせ・相談があった場合には責任をもって対応すること。

(5) 参加費について

本事業の実施にあたっては対象地域クラブ活動に参加する生徒・保護者からの参加費の徴収は行わない。

(事業報告書等)

7 本業務において実施したアンケート調査の結果を踏まえ、令和8年度からの休日部活動の地域展開の本格稼働に向け、助言等を含めた事業報告書等を提出すること。

(事業報告書等の帰属)

8 本業務における事業報告書、資料等の所有権及び著作権はすべて発注者に帰属するものとする。

(業務の完了及び成果品に対する責任の範囲)

9 本業務の完了は、第7に定める事業報告書の提出をもって完了とする。

なお、業務完了後に受注者の責めによる不備等が発見された場合、発注者が必要と認める訂正、補足及びその他の必要な作業を直ちに受注者の責任において行うものとする。

(守秘義務)

10 受注者は、本業務上知り得た行政及び個人情報に係る事項を、発注者の承諾なしに利用し、または第三者に漏らしてはならない。

なお、取得した個人情報については本業務終了後に廃棄するとともに、廃棄報告書を提出すること。ただし、今後の運営に必要な書類及び参加生徒に関する電子データ情報を発注者へ引き渡した後、処分すること

(損害の賠償)

11 受注者は本業務の履行中に生じた諸事故等により、発注者及び第三者に損害等を与えた場合は、受注者が責任を負うこと。

(その他)

12 本仕様書に定めのない事項については、市と協議のうえ、決定する。